

「山形県猫の適正飼養ガイドライン」改正の方向性について

1. 背景

- 動物愛護管理法改正
 - ・ 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - ・ 飼い主だけでなく、「給餌・給水する者」も指導や勧告等の対象となった。
 - ・ 動物遺棄・虐待の罰則強化
- 「餌やり＝飼い主」と明記していることの弊害
 - ・ 町が餌やり者に飼い主責任を問い、室内飼養を指導し、多頭飼育崩壊に陥った事例発生
- 猫の不妊去勢手術の助成を行う自治体の増加（10市町で助成を実施）
 - ・ 不妊去勢手術を効果的に行うための技術的支援の必要性増加

2. 主な改正内容（案）

- 動物愛護管理法改正内容を反映
- 「餌やり＝飼い主」の表現を削除
- 構成の一部改変
 - （1）「猫の繁殖力」について冒頭で解説
 - （2）遺棄・虐待について、項目を独立させ、罰則が強化されたこと等を記載
 - （3）猫による生活環境悪化への対応
 - ①被害を受けている方向けに対処法（猫が敷地に入らない方法）を記載
 - ②野良猫対応として、餌やり者に飼い主責任を問う内容から、やるべきこと（ルールを守った餌やり、不妊去勢の実施等）の記載へ変更
 - ③地域猫活動
 - 地区に猫で困っている人がいる場合の対応として、地域猫活動の取組を勧める。手順を分かりやすく記載し、活動に必要なチラシの例などを追加